

諮問庁：国立大学法人神戸大学

諮問日：平成29年8月30日（平成29年（独個）諮問第52号）

答申日：平成30年3月29日（平成29年度（独個）答申第85号）

事件名：本人に係る事案について弁護士訪問時に持参した経緯説明書の利用不停止決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「「弁護士訪問時に持参した経緯説明書」のうち別紙1から別紙9まで」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）の利用停止請求につき、利用不停止とした決定については、別紙3中の答案用紙に記録された保有個人情報を利用停止すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）36条1項の規定に基づく本件対象保有個人情報の利用停止請求に対し、平成29年5月24日付け神大情報開示第244-2号により国立大学法人神戸大学（以下「神戸大学」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った利用不停止決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求の趣旨

ア 処分庁が、審査請求人の質問メールを受けて相談をした弁護士（以下「本件弁護士」という。）に対して、審査請求人の個人情報を提示した行為（以下、第2及び第3において「本件利用」という。）のうち、「⑤弁護士訪問時に持参した経緯説明書」の別紙1から別紙9までの文書（以下、第2及び第3において「本件別紙文書」という。）の利用を停止するとの裁決を求める。

イ 原処分は、法40条各項に反する違法な処分であるとの裁決を求める。

（2）審査請求の理由

ア 審査請求の趣旨アについて

本件利用が適法であるためには、法9条2項2号に定める要件を充足しなければならない。このことについて、審査請求人は、以下の

理由により当該要件を満たさないと考えるから、審査請求の理由のとおり主張する。

(ア) 処分庁の内部における利用であることについて

処分庁の説明によれば、本件弁護士は、処分庁の顧問弁護士であるとのことである。顧問弁護士は、通常は委託者である法人又は個人の指揮監督に付さずに、独立して行動する立場にあるから、法9条2項2号に定める独立行政法人等の「内部」に含まれると解するのは相当ではない。したがって、本件弁護士を処分庁の内部の者とみなした上で、本件利用に同号を適用することはできない。

一方で、本件利用が、本件弁護士に保有個人情報の利用事務を委託したことに基づく場合には、処分庁の内部における利用の範疇であるとの解釈も考え得るところである。本件保有個人情報利用不停止決定通知書にも、「顧問弁護士とは顧問契約（委託契約）を結んでおり、本学の業務として情報を取り扱っている」とあることから、処分庁も、この立場に立っていると考えられる。この点について、以下検討する。

処分庁の審査請求人に対する保有個人情報（部分開示）決定処分（平成29年2月27日付け神大情報開示第230号）によれば、平成29年1月6日付け起案「法人文書の管理について」の「神戸大学原議書」中及び平成29年1月5日作成の「●●弁護士打ち合わせメモ」中の本件弁護士の氏名は、いずれも不開示とされている。また、当該情報を不開示とした理由は、当該処分に係る決定通知書別紙の「不開示理由」によれば、「開示請求者以外の個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができる情報であるため。なお、法令の規定により又は慣行として公にされている情報にも該当しないため、法14条2号イに該当しない。」とされている。

弁護士が、その資格において行う弁護士業に関する情報は、法14条2号に定める個人情報ではなく、同条3号に定める事業を営む個人の当該事業に関する情報であると解するのが通常であるところ、処分庁は、本件弁護士の氏名を個人情報と解した上で、不開示情報に該当すると判断している。すなわち、本件弁護士の氏名は、当該個人が弁護士として行う事業とは切り離された情報であって、私的な領域に関する情報であると解しているとみるのが相当である。したがって、本件弁護士は、事業を行う個人として処分庁から相談を受けたのではなく、私的に処分庁から相談を受けたのであるから、業として保有個人情報の利用事務を受託したとみなすことはできない。

よって、本件利用が、保有個人情報の委託に基づくものであると

解すことはできないから、処分庁の内部における保有個人情報の利用の範疇である保有個人情報の利用事務の委託であるとみなすこともできない。したがって、本件利用は、処分庁の外部に対して保有個人情報を利用させたものであるから、法9条2項2号に該当するとの処分庁の主張は、失当である。

注 「●●」は、不開示部分であることを表す。

(イ) 目的外に利用することの理由の相当性について

審査請求人は、処分庁の審査請求人に対する保有個人情報（部分開示）決定処分（平成29年2月27日付け神大情報開示第230号）について、本件弁護士の氏名は事業を営む個人の当該事業に関する情報と解すべきであると考え、これを理由として、審査請求を提起した。当該審査請求が認容されるものと仮定して、以下検討する。

本件弁護士の氏名が、審査請求人の主張のとおり事業を営む個人の当該事業に関する情報であるならば、本件利用は、保有個人情報の利用事務の委託であって、処分庁の内部における利用の範疇であると考え、することもできる。しかし、法9条2項2号は、保有個人情報を目的外利用するためには、処分庁の内部における利用であることのみならず、その目的外利用に相当の理由がなければならぬと定める。この相当性の要件について、その審査の基準は必ずしも明らかではないが、少なくとも、法9条1項の例外として、目的外に利用することの客観的合理性が必要であると思われる。

本件別紙文書は、審査請求人が過去に請求した保有個人情報開示請求に係る開示請求書、決定通知書及び開示された審査請求人の個人情報である試験答案等である。法12条1項が、何人に対しても、理由を問わず自己を本人とする保有個人情報の開示を請求する権利を認めている趣旨に鑑みれば、開示請求者の氏名等の個人情報及び開示請求の内容は、開示請求権と密接にかかわる重要な情報であり、厳に秘すべき性質を有する。また、試験答案は、論文、作文及びカルテ等と同じく、必ずしも個人が識別できなくとも、なおも個人の権利利益を害するおそれのある非常にセンシティブな情報であり、法5条1号本文後段でも、同号本文前段に定める個人識別情報とはことさらに区別して不開示情報として定めている。したがって、本件別紙文書は、公にすることにより、個人情報の本人の権利利益を著しく侵害するおそれのある情報である。

一方で、本件利用は、処分庁が本件弁護士に相談するに当たって、事案の経過をより分かりやすくすることを目的として行ったものと推測される。確かに、弁護士への相談に際して必要な情報を弁護士

に提供することは、その性質上当然に想定されることであるし、また情報提供によってより効果的な弁護士相談となり、ひいては独立行政法人等の効率的な活動の一助となるものである。したがって、審査請求人としては、本件利用に、社会通念上、一定の合理的理由があることに異論はない。

しかし、その目的を達するためには、事案の経過等をまとめた所要の資料を提示すれば良く、必ずしも開示請求者本人が書いた開示請求書、本人に対する決定通知書及び請求対象である本人の個人情報そのものを提供する必要はない。本件利用においては、「⑤弁護士訪問時に持参した経緯説明書」のうち、一部の文書には、取りまとめ資料としての性質があるため、弁護士相談のために個人情報を目的外利用する必要性及び合理性があると認められる。しかし、本件別紙文書は、審査請求人の個人情報そのものであって、前述のとおり、公にすることにより、個人情報の本人の権利利益を著しく害するおそれのある情報である。したがって、本件別紙文書を目的外に利用することは、本件利用の目的に照らして、その理由に合理性があると認められる範疇から明らかに逸脱する行為である。

したがって、本件利用のうち、合理的な理由なくなされた本件別紙文書の提供は、法9条2項2号に定める相当性の要件を満たさないと思量するから、本件利用が同号に該当するとの処分庁の主張は、失当である。

イ 審査請求の趣旨イについて

本件審査請求に係る保有個人情報利用停止請求は、審査請求人が、平成29年3月22日付けで請求したものであり、処分庁は、これを同月23日付けで受け付けている。法40条1項は、利用停止請求があった日から30日以内に、利用停止決定等をすることを義務付けている。ただし、本件においては、処分庁は、平成29年4月24日付け神大情報開示第244-1号により、法40条2項の規定に基づき利用停止決定の期限を延長したから、処分庁は、法40条1項に定める利用停止決定等の期間を、30日に限り延長することができる。法40条2項に定める「同項に規定する期間」とは、同条1項の「利用停止請求があった日から三十日以内」をいうから、同条2項の「延長後の期間」の最大の日数は、30日に更に30日を加えた60日である。したがって、本件においては、処分庁は、保有個人情報利用停止請求があった日の翌日から起算して60日目である平成29年5月22日までに、利用停止決定等をしななければならない。

しかし、原処分は、同月24日付けでなされているから、法40条

各項に基づく利用停止決定等の期限である60日を徒過している。したがって、原処分は、法40条各項に反してなされた違法な処分であり、取消しを免れない。

なお、処分庁は、同年4月22日に民法142条を適用し、同月24日を当初の期間の末尾とした上で、当該期間に30日を加え、同年5月24日を利用停止決定等の期限の末尾としたものと推測される。しかし、本件における当該日は、延長決定により期間の途中となっているから、当該日に期間の末尾に関する規定である同条を適用するのは、明らかに法律の解釈の誤りに基づくものである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 審査請求の対象事案について

平成29年3月22日付けで保有個人情報利用停止請求があり（同月23日受付）、同年5月24日付けで保有個人情報の利用を停止しない旨の決定（原処分）を行ったところ、同年5月29日付けで原処分について審査請求があったものである（同年6月2日受付）。

2 審査請求対象につき、利用不停止とその理由

顧問弁護士とは顧問契約（委託契約）を結んでおり、本学の業務として情報を取り扱っているため、法9条2項2号に該当する。よって法9条1項に反しているとは認められず、法38条に規定する「利用停止請求に理由があると認められるとき」に該当しないため。

3 審査請求の趣旨

(1) 国立大学法人神戸大学長が、審査請求人の質問メールを受けて相談をした弁護士（本件弁護士）に対して、審査請求人の個人情報を提示した行為（「本件利用」）のうち、「⑤弁護士訪問時に持参した経緯説明書」の別紙1から別紙9までの文書（本件別紙文書）の利用を停止するとの裁決を求める。

(2) 原処分は、法40条各項に反する違法な処分であるとの裁決を求める。

4 諮問庁としての考え方

原処分の維持が適当と考える。理由については下記「5」のとおり。

5 利用不停止決定が適当と考える理由

審査請求人においては、上記3（1）に係り、審査請求の理由として上記第2の2（2）ア（ア）及び（イ）の2点を指摘している。

(1) 上記第2の2（2）ア（ア）について

審査請求人が本学へ行った別件の開示請求において開示決定した文書のうち、当該決定において当事者である本件弁護士の氏名が、法14条2号により不開示となったことを理由に、本件弁護士は弁護士業を行う個人として個人情報の提供を受けたものではない、よって内部利用に当たらない、として説明している。当該別件開示請求において、本学が弁

護士氏名を2号該当により不開示とした点は確かに誤っていたものであり、3号において取り扱われるべきであったため、当該別件開示請求について行われた審査請求について、本件諮問日においては既に弁護士氏名を開示する旨の審査請求に対する決定を行っている。

よって、(i)神戸大学が本件弁護士に本件別紙文書を引き渡す行為及び(ii)本件弁護士が本件別紙文書の引き渡しを受けそれを検討・利用する行為は、いずれも本学の業務として行われたものであり、2号の「内部で利用する場合」に当たる。

なお、以降は、上記(i)及び(ii)の行為を指して、「本件内部利用」と呼ぶ。

(2) 上記第2の2(2)ア(イ)について

審査請求人は仮に内部における利用の範疇であったとしても、本件利用については目的外に利用することの客観的合理性が必要であると説明する。

ア 法9条2項2号「相当な理由のあるとき。」について

法9条は独立行政法人等が保有する個人情報について利用及び提供について制限をしており、その例外として2項が定められている。

本件内部利用は、2項2号「独立行政法人等が法令の定める業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。」により本件弁護士に引き渡したものである。この点、審査請求人は、後段「当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき」について、審査請求人はその理由には客観的合理性が必要であるところ、本件利用については合理性があると認められる範疇から明らかに逸脱する行為である、と指摘している。

イ 本件内部利用に至るまでの経緯について

本件については、特定年月日Aに本件審査請求人から別件の開示請求を受けたことを発端としており、本学は当該開示請求に対して、部分開示とする開示決定・文書不存在による不開示決定の処分を行った。

また、審査請求人は当該処分を不服として開示決定及び不開示決定それぞれに対して、審査請求を行い、本学はそれぞれの審査請求について、総務省情報公開・個人情報保護審査会へと諮問を行った。

上記の過程において、文書不存在により不開示決定とした処分に係り、対象法人文書のうち複数において誤廃棄があったということが判明したことに伴い、審査請求人から本学へ、法人文書・個人情報の管理状況に係るメール（本件別紙文書内別紙①）の送付が行われたものである。

本学においては当該メールを受け、回答を行うにあたっては本件弁護士へ相談する必要があると考え、また同時に、相談するにあたっては本メールを受信するに至ったこれまでの経緯を説明する必要があると考えたため、本件内部利用を行ったものである。

ウ 本件内部利用に係る理由について

本件については前提として、上記イのと通りの経緯があり、本学としては本メールに回答するにあたっては審査請求人が今後どのような行動をとるか、また、それらに本学はどのように対応すべきか、上記の経緯を踏まえた上で検討する必要がある。

当然、本件弁護士においては本学の相談に応じ、それらを検討する上で、誰が、どのような経緯で、どのような目的のもとで本メールを送ったのか、弁護士の専門的知見に基づく情報収集及び判断に際してそれら全ての情報を俎上に上げた上で分析することが必要不可欠であり、本件弁護士へ相談に伺うまでに審査請求人から行われた開示請求及び審査請求に係る全てについて、要約するよりも限りなく生に近い資料を提示し、どのような経緯で本メールが送付されるに至ったかを詳細に説明することで、より適切な回答を得られるものである。

もし仮に本件を相談するにあたり審査請求人の主張するとおり「事案の経過等をまとめた所要の資料を提示すれば良く」ということであれば、本件弁護士においては委任を受けた職務を処理する上で本来必要であったかもしれない情報が、本学が情報を整理・除外することによって、適切に得られない可能性が発生し、適切な回答を行うことができなくなる可能性がある。ひいては、本学が本件弁護士へ本学の事業遂行に関し相談する意義を喪失し、本学の事業遂行に支障を来すおそれが発生する。

本件においては、本件弁護士への相談が本学の今後の事業の遂行に必要なものであり、顧問弁護士においても本件に関しあらゆる状況を想定する必要があるため、本学はその検討に必要な資料については可能な限り提供する必要がある。本件弁護士と締結している顧問契約はそのための契約であり、その契約を確実に遂行してもらうために契約内容には当然に秘密保持義務条項が含まれているものである。

以上により、本件別紙文書を目的外利用したことは、業務の遂行に必要な限度で内部で利用する場合に該当し、利用することに相当な理由があるとし、法9条2項2号に該当するため、原処分のとおり利用不停止が適当とした。

(3) 上記3(2)について

審査請求人においては、もう一つの審査請求の趣旨として「原処分が法40条各項に反する違法な処分であるとの裁決を求める」としている。

本件については指摘のとおり法解釈の誤りにより、利用停止決定等の期限を2日超過したものであり、その点については本件審査請求による指摘を受けた直後に、審査請求人に対して書面にてお詫びを行っている。

ただし、本来利用停止決定等を行わなければならない期限を2日超過してしまったという点は認めるものの、上記第2の2(2)イにおいて審査請求人が指摘する「違法な処分であり、取り消しを免れない」という点については、そもそも期限超過の瑕疵は原処分を取り消すべき瑕疵には当たらないものと考え、原処分の維持が適当であるとした。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年8月30日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 平成30年1月15日 審議
- ④ 同年3月5日 審議
- ⑤ 同月27日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件利用停止請求について

本件利用停止請求は、神戸大学が本件対象保有個人情報をも本件弁護士に提供したことに対し、その提供の停止を求めるものであり、処分庁は、法38条に規定する「利用停止請求に理由があると認めるとき」に該当しないとして利用不停止とする決定（原処分）を行った。

審査請求人は原処分の取消しを求めているが、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の利用停止の要否について検討する。

2 利用停止請求について

法36条1項2号は、法9条1項及び2項の規定に違反して提供されているときには、当該保有個人情報の提供の停止を請求することができる旨を規定している。

そして、法38条は「独立行政法人等は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該独立行政法人等における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。」と規定している。

3 本件対象保有個人情報の利用停止の要否について

(1) 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、処分庁が審査請求人に対し別途開示決定し

た「弁護士訪問時に持参した経緯説明書」（以下「経緯説明書」という。）に添付された別紙１ないし別紙９に記録された保有個人情報であり、諮問庁に別紙１ないし別紙９の内訳を確認したところ、以下のとおりである。

別紙１ 特定年月日Ｋ付け審査請求人からの質問メール

別紙２ 特定年月日Ａ付け保有個人情報開示請求書

別紙３ 特定年月日Ｂ開催の神戸大学情報公開・個人情報保護審査委員会議事要旨及び審議資料

別紙４ 特定年月日Ｃ付け保有個人情報不開示決定通知書

別紙５ 特定年月日Ｄ付け審査請求書及び特定年月日Ｅ付け補正書

別紙６ 特定年月日Ｆ付け及び特定年月日Ｇ付けの回答書

別紙７ 特定年月日Ｈ開催の神戸大学情報公開・個人情報保護審査委員会議事要旨及び審議資料

別紙８ 特定年月日Ｉ付け当審査会への諮問書

別紙９ 特定年月日Ｊ付け審査請求人への諮問通知書

(２) 当審査会事務局職員をして諮問庁に対し、本件対象保有個人情報を本件弁護士に提供した経緯及び利用不停止とした理由等について改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

ア 提供の経緯

(ア) 特定年月日Ａ付けで審査請求人から定期試験の答案用紙に記録された保有個人情報の開示請求があり（別紙２）、特定年月日Ｂに神戸大学情報公開・個人情報保護審査委員会を開催して審議し（別紙３）、保有している答案用紙は一部開示したが、一部の科目の答案用紙が不存在であったため、特定年月日Ｃ付けで不開示決定を行った（別紙４）。

(イ) 当該不開示決定に対し、審査請求人から特定年月日Ｄ付けで審査請求があり、特定年月日Ｅ付け補正書で不存在理由の説明を求められたため、担当部署に対し、答案用紙の再検索及び不存在理由の調査を依頼したところ、特定年月日Ｆ及び特定年月日Ｇ付けで担当部署から不存在理由につき誤廃棄又は紛失との回答があった（別紙６）。その後、特定年月日Ｈに神戸大学情報公開・個人情報保護審査委員会を開催して上記審査請求への対応を審議し（別紙７）、特定年月日Ｉ付けで当審査会に諮問し（別紙８）、特定年月日Ｊ付けで審査請求人に対し、諮問した旨を通知した（別紙９）。

(ウ) その後、特定年月日Ｋ付けで審査請求人から、答案用紙を誤廃棄又は紛失したことに関する質問事項を記載した質問メールが送付された（別紙１）。審査請求人からの質問は神戸大学の情報管理の適否という法律上の問題を含むものであったので、その対応を検討す

るため、神戸大学と顧問契約を締結している本件弁護士に相談することとした。そこで、別紙1ないし別紙9の文書を基にそれまでの経緯を取りまとめた経緯説明書を作成し、本件弁護士を訪問した際に経緯説明書を別紙1ないし別紙9の文書とともに持参し、相談内容の説明資料として本件弁護士に提供した。

イ 利用不停止の理由

神戸大学は、業務遂行に関する法律上の問題を随時相談するため、本件弁護士と顧問契約を締結しているところ、上記アのとおり、審査請求人から答案用紙の誤廃棄又は紛失に関する質問事項を記載した質問メールの送付を受け、神戸大学においてどのような対応をすべきかを専門的知見を有する本件弁護士に相談するため、別紙1ないし別紙9の文書を本件弁護士に提供したものであり、その提供は神戸大学の業務の遂行に必要なものである。

また、本件弁護士から適切な助言を得るには本件の端緒である答案用紙の開示請求から質問メールの送付を受けるまでの経緯を具体的に説明する必要があったから、事案の経緯を取りまとめた資料だけでなく、別紙1ないし別紙9を本件弁護士に提供したことに相当な理由が認められる。

したがって、別紙1ないし別紙9の文書に記録された保有個人情報（本件対象保有個人情報）を本件弁護士に提供したことは、神戸大学の業務の遂行に必要な限度で内部で利用する場合に該当し、本件対象保有個人情報を利用することについて相当な理由もあるから、法9条2項2号に該当する。よって、本件利用停止請求に理由があるとは認められないので、利用不停止としたことは妥当と考える。

(3) 以下、本件対象保有個人情報の利用目的と提供の制限について検討する。

ア 諮問庁から提示を受けた本件対象保有個人情報の内容及び上記(2)アの諮問庁の説明によると、神戸大学が審査請求人から開示請求を受けた定期試験の答案用紙の一部を誤廃棄又は紛失したため、審査請求人から答案用紙の誤廃棄又は紛失に関する質問事項を記載した質問メールの送付を受け、その対応を相談するために、本件対象保有個人情報を神戸大学と顧問契約を締結している本件弁護士に提供したことが認められる。

イ 諮問庁は、利用不停止とした理由について、上記(2)イのとおり、本件対象保有個人情報を本件弁護士に提供したことが法9条2項2号の「内部で利用する場合」に該当する旨説明する。

しかしながら、顧問契約に基づいて業務を行う本件弁護士への保有個人情報の提供が法9条2項2号の「内部で利用する場合」に該当す

るとは認め難い。他方、諮問庁が同号を利用不停止の理由とするのは、本件弁護士への提供を目的外利用と判断したためと考えられるが、本件提供の経緯等からすると、以下に詳述するとおり、本件弁護士への提供が利用目的の範囲内であって法9条1項に違反しない部分があると認められる。

ウ 本件対象保有個人情報の利用目的を検討すると、まず、別紙1については、審査請求人から送付された質問メールであるから、「質問事項への対応のため」が利用目的であることは明らかである。

次に、別紙2ないし別紙9については、審査請求人からの開示請求及び審査請求に際して取得又は作成されたものであるから、これらの利用目的は、「開示請求及び審査請求に係る事務処理のため」と認められる。また、別紙2ないし別紙9は、開示請求及び審査請求に係る事務処理の結果を記録し、その内容についての問合せ等に対応するために保存されるものであるから、開示請求及び審査請求に関する問合せ等に対応することも、別紙2ないし別紙9の利用目的に当然含まれるものと解すべきである。そうすると、別紙1の質問メールの質問事項は、別紙2ないし別紙9に記載された開示請求及び審査請求に関するものであるから、その質問事項の対応のために別紙2ないし別紙9を利用することは、利用目的の範囲内と認められる。

エ 上記ウのとおり、審査請求人からの質問事項の対応のために神戸大学が本件対象保有個人情報を利用することは利用目的の範囲内であるところ、法律上の問題を含む質問への対応のため専門的知見を有する本件弁護士に相談することは神戸大学の業務の遂行上必要なものと認められるから、本件対象保有個人情報のうち相談に必要な範囲の情報を本件弁護士に提供することは、利用目的の範囲内であって、許容されるというべきである。

オ 以上のような観点から提供の可否を検討すると、まず、別紙1については、質問事項が記載されたメールであるから、質問への対応を相談するために必要不可欠なものであって、本件弁護士に提供したことは当然利用目的の範囲内のものである。

次に、別紙2ないし別紙9は、審査請求人から別紙1の質問メールの送付を受ける契機となった答案用紙の開示請求、不開示決定及び審査請求等の一連の事務処理の内容が記録されており、本件弁護士から適切な助言を受けるには経緯を具体的に説明する必要があったとの上記(2)イの諮問庁の説明を首肯することができるから、別紙3中の答案用紙の部分を除き、本件弁護士に提供したことは、利用目的の範囲内と認められる。

他方で、別紙 3 中の答案用紙は、特定年月日 B 開催の神戸大学情報公開・個人情報保護審査委員会の審議資料に含まれるものであるが、同答案用紙は、同委員会で一部開示の要否について審議するために審議資料とされたものである。別紙 1 の質問メールは、不存在により不開示決定された答案用紙の誤廃棄又は紛失に関するものであるから、その相談のために別紙 3 中の答案用紙を本件弁護士に提供する必要があったとは認め難く、利用目的外の提供といわざるを得ない。

カ したがって、本件対象保有個人情報のうち別紙 3 中の答案用紙を除く部分を本件弁護士に提供したことは法 9 条 1 項に違反せず、法 38 条の「利用停止請求に理由があると認めるとき」に該当しないから、利用不停止としたことは妥当であるが、別紙 3 中の答案用紙を本件弁護士に提供したことは法 9 条 1 項に違反し、法 38 条の「利用停止請求に理由があると認めるとき」に該当すると認められるので、提供を停止すべきである。

4 原処分に至るまでの期間経過について

処分庁が、法 40 条 2 項の規定に基づく利用停止決定等の期限延長後、利用停止決定等を行わなければならない期限を 2 日超過して原処分を行ったことは、同条 1 項及び 2 項の趣旨から不適正なものであるといわざるを得ない。しかし、この点を理由に原処分を取り消すことは、利用停止決定の要否の適時判断という同条の趣旨がかえって損なわれる結果となり、請求者である審査請求人の利益にもならないから、この点は、原処分の取消事由にはならないと解される。

5 本件利用不停止決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報の利用停止請求につき、利用不停止とした決定については、経緯説明書の別紙 3 中の答案用紙に記録された保有個人情報以外の保有個人情報は法 38 条の「利用停止請求に理由があると認めるとき」に該当するとは認められないので、利用停止しなかったことは妥当であるが、経緯説明書の別紙 3 中の答案用紙に記録された保有個人情報は、法 38 条の「利用停止請求に理由があると認めるとき」に該当すると認められるので、利用停止すべきであると判断した。

(第 5 部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司